

第6回松江市・東出雲町合併任意協議会

日 時 平成22年2月23日(火)

9:30~10:15

場 所 ホテル白鳥 3F 鳳凰の間

矢野事務局長 失礼いたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回松江市・東出雲町合併任意協議会を開催をさせていただきます。

本日は、皆様にはお忙しいところをお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局長の矢野と申します。よろしくお願いをいたします。

昨日は、この任意協議会、委員全員で松江市と東出雲町の管内の視察を一日かけて行わせていただいたところをごさいます。大変お疲れであったと思いますが、本日も引き続き、よろしくお願いいたします。

そういたしますと、開会に当たりまして、この任意協議会の会長であります松浦松江市長がごあいさつを申し上げます。

松浦会長 皆様、おはようございます。第6回目の合併任意協議会ということになるわけでございますけれども、御出席を感謝申し上げます。

まず、本日の協議会でございますけれども、前回、事務局の方から提案いたしました町・字の区域及び名称の取扱い以下、6項目の議案について協議の後、承認についてお諮りをさせていただくということにしております。その後、合併協議会だより「縁のかたらい特別号」について協議をさせていただく予定でございます。

本日の6項目の議案について御承認をいただきますと、合併の方式、期日、市の名称など合併の基本事項と、住民に身近な行政制度やサービスについての調整の方針案について、すべて定まったということになるわけでございます。これもひとえに委員の皆様、そしてまた全員が対等な立場で協議をしていただき、いろいろな負担の上がるもの、下がるものというものはあるわけでございますけれども、総合的にサービスを考えていただいて、将来も見据えて、合併後の市のさらなる発展と融合、一体化に向けて判断をいただいたたまものだと思っております。深く感謝をいたしている次第でございます。

おかげさまで、「縁のかたらい」という広報紙等で住民の皆様には活発な協議の状況をお知らせをすることができております。今後もこの協議会でまとめた結果をもとに、両市町

の議員の皆様、それから住民の皆様に関心を一層深めて、機運を高めていただくことが重要であるというふうに思っているところでございます。

これからは、いよいよ両市町議会での議決をいただいて、法定協議会へ向かわなければいけません。ぜひともこの合併が成就をいたしますように、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞ、本日も皆様方から活発な御意見を賜りまして、忌憚のない御意見もいただいて、この委員会が実りの多いものになりますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

矢野事務局長 ありがとうございます。

まず最初に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

会議次第が1枚。それから本日の会議資料1部。それから委員の皆様にはカラーでお配りをしておりますが、三つ折りになった「縁のかたらい」の特別号の案、それから先般お配りをしておりますが、「縁のかたらい」4号の4種類をお配りをしておりますので、もし不足がございましたら、手を挙げて事務局の職員にわかるようお願いをしたいと思います。

毎回お願いしておりますが、会議録を作成する都合上、御質問、御発言に際しましては、マイクの使用をお願いをしたいと思います。手を挙げていただきますと、職員がマイクを持ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

そうしますと、規約に基づきまして松浦会長に議長をお願いをすることになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

松浦会長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議案の30について、事務局の方から説明してください。

矢野事務局長 会議資料の1ページをお開きください。提案内容を読み上げさせていただきます。確認をさせていただきたいと思います。

町・字の区域及び名称の取扱いについて。合併後の市の町の区域及び名称は、松江市においては現行のとおりとし、東出雲町においては、東出雲町という町の区域を設定する。東出雲町の大字名については、現行の大字名から「大字」を削除し、区域は現行のとおりとする。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

松浦会長 議案の30について、皆様方から御意見等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、以上で議案30について御異議がなければ、御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議案31につきまして、事務局からお願い申し上げます。

矢野事務局長 会議資料の2ページをお開きくださいませ。地方税の取扱いについて、両市町で差異のない税率は現行のとおりとし、差異のある税率については次のとおり取り扱うものとする。

（1）法人市町村民税は、松江市の例により調整する。ただし、合併年度及びそれに続く5年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において不均一課税とする。

（2）軽自動車税は、松江市の例により調整する。ただし、合併年度及びそれに続く5年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において不均一課税とする。

（3）都市計画税は、松江市の例により調整する。ただし、東出雲町の市街化区域における都市計画税については、合併年度及びそれに続く5年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において課税しないこととする。

以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 議案の31につきまして、皆様方、御質問、御意見等ございますでしょうか。どうぞ。

森口委員 2件ほどございまして、（2）の軽自動車税に関係することでございますが、税に直接関係することではなく、車両登録の話でございます。

従来、東出雲町においては、軽自動車を購入した場合には車庫証明は不要でございました、普通車は必要でしたけれども。今度、松江市と合併になった場合には、軽自動車の車両登録も本当に必要となってくるんだらうかと、必要とされているのかどうかということが一つ確認したいことが1件目でございます。車庫証明書の話。

それから2番目でございますが、3番目に書いてあります都市計画税。

都市計画税は目的税ということで、用途目的が決まっている税金だと思っております。

この目的に関して、具体的に決まっているのか、どういう道に使うてよろしいのかという目的と範囲、そういうのが明確になっているのか、都市計画税について教えていただきたいという、この2件でございます。以上です。

矢野事務局長 そうしますと、事務局からお答えをさせていただきます。

まず、第1点の軽自動車の車庫証明でございます。結論から言いますと、現時点では、合併いたしましても車庫証明の手続は必要ございません。これは自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行令、これに基づいて、実は軽自動車の車庫証明が必要な区域の指定がしてございます。現在、平成12年6月1日において国が指定した区域が車庫証明が必要な区域となっております。島根県内では旧松江市の区域、ここが指定をされております。隣の鳥取県では鳥取市と米子市が、平成12年当時の市域が指定をされるということでございまして、平成17年3月31日に松江市も8市町村と合併いたしたところでございすけども、旧八束郡の町村については車庫証明を必要としないということが今日も続いておりますので、現状の区域指定では、合併いたしても必要ないということでございますので、よろしく御理解をお願いをしたいと思います。

それから、2点目でございますが、おっしゃいましたように都市計画税は目的税でございます。この都市計画税は、都市計画事業に充てると、こういうことになっております。この都市計画事業は、都市計画施設の整備をする事業に充てるということでございまして、主なものとして、3つ例示がございまして、1つ目は道路とか駐車場とか、それから自動車のターミナルなどの交通施設、これが1つでございます。2つ目は公園とか広場、緑地、それから墓地などの公共空間、公共空地をつくるということ。それから3点目には上水道あるいは下水道、電気・ガス供給設備、それからごみの焼却場、そういった供給施設をつくる、この3つが掲げてあるところでございまして、今、研究会で、第1回目の任意協議会で皆さん方に御説明をいたしました合併の将来構想、これに従いますと、例えば東出雲町の中の交通渋滞の緩和、あるいは通行の円滑化を図るための県道東出雲馬潟港線ですとか、あるいはこれの延長となります都市計画道路揖屋馬潟線、こういったものの事業費の一部に充当する可能性があるというふうに思っておりますし、そのほか、将来構想の中ではJR揖屋駅前の広場やロータリーの整備なども今後の合併後の施策の方針ということで掲げておりますので、そういったことも考えられます。それからもう一つには、上水道、下水道、この管路というのが老朽化をしてまいりますので、そういったものの更新に充てると、こういったことが想定をされるものでございます。以上でございます。

松浦会長 よろしゅうございますか。

森口委員 はい、ありがとうございました。

松浦会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、特にほかにないようでございますので、以上で議案31につきまして、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

続きまして、議案32について、事務局からお願いします。

矢野事務局長 会議資料の3ページをお開きください。地域協議会の設置について。行政区域の拡大に伴い、地域住民の声を施策に反映させ、合併後の市全体の一体的振興を図るとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律に規定する地域審議会の機能を包含した地域協議会を地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、現在の東出雲町の地域に設置する。

(1) 名称、所掌事務、組織、委員の任期、選任方法及び議事運営等は、松江市地域協議会設置条例及び松江市地域協議会運営規則の定めによる。

(2) 設置期間は、松江市地域協議会設置条例の趣旨を踏まえ、合併後おおむね10年間とする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、議案の32につきまして、皆様方の御質問、御意見等ございましたら、お願い申し上げます。

どうぞ。

前島委員 前日も申し上げまして、非常にしつこく言うなあというふうな感じはあるかと思いますが、実は公民館の話でございます。

東出雲町の現在の公民館は、小学校区1公民館、それともう一つは上意東に公民館がございます。町内の4つの公民館がございますが、それぞれ地域的に非常に特色がありまして、例えば出雲郷というところは農業中心の地域であると、あるいは揖屋は商業中心であると、意東は漁業あるいはその他のいろいろ特色を持っている、上意東はああして干し柿とか、非常に特産物を出しておりますが、そういったことを背景にした公民館活動をやっております。

今後、公民館を中心に住民の活動というのが非常にこれから大事になっていくであろう

と思いますが、先般の会のときに、協議会の会長さんの方から、専門部会でよくそれを理解した上で結論づけたいというふうにおっしゃっていただいておりますが、地域によっては公民館活動も包含されて、東出雲町1つの公民館になってしまうと、我々のそういった特色のある活動はどうなるんだというような不安もございます。そういった状況も踏まえて、今後、よくよく専門部会で御検討いただいて、決定をしていただきたいというふうに切にお願いを申し上げておきます。

松浦会長 どうぞ。

鞆嶋副会長 今の前島委員のお話にあわせて、私は委員というよりも町長として、この公民館運営については私自身も町政を運営するに当たって、熱き思いを持って運営してまいりました。出雲郷公民館については、つい先ほど3億弱のお金をかけて新しく建ったばかりでございますが、きょう、とやかく申すつもりはありませんが、今後、ステップアップして法定協議会等に入りましたら、今後の公民館運営についての調整につきまして、また私の思いも聞いていただけたらというふうに思っておりますので、どうかよろしく願います。

松浦会長 前回から、また今回も公民館につきましての皆様方の思いというものをお聞きをさせていただきましたので、今後、専門部会でいろいろと調整協議をさせていただきたいというふうに思っておりますが、現在の松江市が8市町村と合併した際に、公民館の設置基準、それぞれ町村ごとに区々に分かれておりましたので、それを調整をするということで検討委員会というものをつくって、そこが、平成19年でございますが、答申をいただきました。その考え方というのは、公民館の設置単位ということなんですけれども、やはりいろいろ地域の諸団体と連携をして一つの統一した活動ができるようにと、こういうふうなことで、今、自治会連合会とか、その他の地域諸団体というものの組織単位というものを同一にしていくと。つまり例えば東出雲であれば東出雲で1つという形でやっていくということが、一番そういった統一をとっていく上においてはいいんじゃないかというふうなことから、町村ごとに1つという、そういう方針を出しているわけです。

それで今、7町村につきましてもそういうことで今、調整を図っているところでございますけれども、合併時につきましては現行のとおりということでございますが、1支所1公民館という方針でやっていきたいなというふうに思っておりますが、だからといって、それぞれの地域の特徴というものを活かす方法というのはいろいろあると思うんですね。そういった地域の特徴というものを活かしながら運営できる地域の体制につきまして、合

併後、調整を図っていかなければいけないだろうと。おっしゃいますように、やはり地域の特徴というものが全くなってしまうということでは、これは意味がありませんので、そうしたものが活かされるような、そうした体制ということを考えていかなければいけないだろうと。

そういうことで、合併後の公民館のあり方につきましては、今おっしゃいましたように、今後、専門部会で十分議論をさせていただきたいと。町長さんの方からもそういうお話もございましたので、ぜひ専門部会で議論した上で法定協議会で議論していきたいと、そのように思っております。

ほかにはございますか。

どうぞ。

喜多川委員 これはちょっと、私たちもそれまでは各地区に1つずつ公民館がありましたけど、合併して結局、今、市長がおっしゃったように1つになったわけです。ですが、最初はいろいろ、反対もあったり、各地区でも本当にすごく大変でしたけど、公民館運営協議会というものができましたし、それで1つになりましたけど、今はもう各地区では各地区の集会所があるわけですから、そこでもやっぱりやりまして、島根町に1つ公民館がありますから、そこで一生懸命みんなやって、余り心配するほどでもなかったと思います。そのときは、最初は地区のあれがなくなるで、本当にそれは大変でしたけど、やってしまうと、意外にいいぐあいに進んでおりますので、そんなに、本当に一生懸命にやればうまく回っていくと思いますので、大丈夫だと私は思っております。

松浦会長 きのうちも畑地区を見させていただいて、皆さん方が大変熱心に、また地域に非常に誇りを持ってやっておられるというのをひしひしと感じましたので、ああいったものはやっぱり十分、今後もますます発展させていくというか、守っていくということが本当に必要だろうというふうに思っておりますので、前島委員、それから町長さんの御意見というものも十分踏まえて、考えていきたいと思っております。

ほかにはございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議案32につきまして、皆様方、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは、続いて議案33について、事務局の方からお願いします。

大谷事務局班長 事務局の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

議案 33 から、私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

会議資料の 4 ページをごらんください。議案の 33、慣行の取扱いについて。これも読み上げさせていただきます。御確認いただきたいと思います。

慣行の取扱いについては、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、東出雲町の柿など、地域の文化や産業の特性上、継承の必要のあるものは合併後に検討する。以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 議案 33 につきまして、皆様方、御質問、御意見等ございますでしょうか。どうぞ。

野々内委員 6 番の市・町の歌のことです。この前の会の際に、松江市には市の歌がなしと書いてあるのにちょっと驚いたんですけれども、プラバホールができたときに「松江讃歌」という曲ができましたが、それはこの松江市の歌には入らないんだと認識させてもらいました。

それで、説明を受けたときに、この前の合併の際にも歌をつくらうという話ができただけでも途中で切れているということを知りまして、東出雲が入るのを待ってくださったんだと大変感謝しております。

それで、調整の仕方は 3 番の合併後に検討するとなっておりますけれども、これはぜひ一番最初に歌をつくっていただきたいと思います。といいますのは、やっぱり子供からお年寄りまで、皆さん気持ちを一つにして、新しいまちができたぞって、自分たちはとにかくみんな仲よく、楽しく暮らしていくんだという気持ちと、それから本当に世界じゅうの人たちと仲よくやっていくんだ、皆さんにも来ていただくんだというふうな文言を込めたもので、ぜひシンプルで、だれでも歌いやすいものをつくっていただきたいと思います。

それで、会長さんがタイトルをつけてくださいましたこの「縁のかたらい」という言葉も、とても私も気に入っておりますので、こういう文言とか、できますれば会長さんが作詩をされましたら、ずっと後世に残るわけですから、本当に作曲の先生もたくさん松江にはいらっしやいますし、またこの間のように、公民館活動の発表会で見られたように、それぞれの地域に女性のコーラスグループもありますので、そういう方に、さあみんな、どんどん歌ってねと言えば、ステージで歌うだけではなくて、家庭で歌ってくだされば、やっぱり皆さんに、全員に浸透すると思います。そして学校でも校歌を最初に習って、6 年間でしっかり歌えるようになって卒業するように、小学生がどんどん歌ってくれるような優しい歌を望んでいます。お願いします。

松浦会長 はい、わかりました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、この議案の33につきまして、ほかにも御意見等もございませんようでございますが、33について御異議がなければ御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、続きまして議案34について、事務局からお願いします。

大谷事務局班長 会議資料は5ページをごらんいただきたいと思います。議案の34、水道事業の取扱いについてでございます。これも読み上げさせていただいて、御確認いただきたいと思います。

上水道事業及び簡易水道事業の取り扱いについては、次のとおり調整する。

（1）東出雲町の上水道事業及び簡易水道事業については、合併時にそれぞれ松江市に統合する方向で調整する。なお、合併後の市において安全な水の安定供給を図るため、水需要予測に対応した上水道事業計画及び簡易水道事業計画を策定し、効率的な事業経営を図り、適正な料金を設定する。

（2）それぞれの事業の水道料金及び料金体系については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年目を目途に、事業ごとに統一する方向で調整する。

（3）それぞれの事業の加入分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後に事業ごとに統一する方向で調整する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 それでは、この議案の34につきまして、皆様方、御意見、御質問等がございましたらお願い申し上げます。

どうぞ。

前島委員 まだ積算ができないようではありますが、尾原ダムの水が供給されるようになると、かなり東出雲町あたりは負担が高くなるというふうに言われております。その辺を、試算ができるような状況になったら、いち早く情報の提供をしていただきたいというふうに思います。現行のままではいけないよということをだれもが理解しなきゃいけないと思いますので、そういった情報を早く流していただきたいというふうをお願いをしておきます。

松浦会長 はい、わかりました。

この間、県の方から提示があったわけでございますけれども、私どもは、あれではまだまだだめだというふうに思っておりますので、これから県の方とも、また町長さんとも一緒になって要請をしていきたいというふうに思っております。

ほかにはございますでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、議案34につきまして御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは、御異議ないようでございますので、御承認をいただいたと決したいと思います。

続きまして、議案の35について、事務局の方からお願いします。

大谷事務局班長 それでは、会議資料は6ページをごらんいただきたいと思っております。議案の35、公共下水道事業等の取扱いについてでございます。

公共下水道事業、農業集落排水事業及び市町村設置型合併処理浄化槽事業の取り扱いについては、次のとおり調整する。

（1）使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年目を目途に段階的に統一する方向で調整する。なお、料金の統一にあたっては、排水需要予測に対応した公共下水道等事業計画を策定し、産業活動への影響を考慮するとともに、効率的な事業経営を図り、適正な料金を設定する。

（2）受益者負担金・分担金については、次のとおり調整する。公共下水道事業については、現行のとおりとする。農業集落排水事業については、現行のとおりとする。ただし、整備事業完了地区において新たに接続するものについては、合併後5年目を目途に統一する方向で調整する。市町村設置型合併処理浄化槽事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年目を目途に統一する方向で調整する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 それでは、議案35につきまして、皆様方、御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、議案35について、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

そういたしますと、議案の30以下、35までの6項目につきまして、すべて提案どおり御承認をいただきました。

以上で、任意協議会で取り扱う議案についてはすべて御承認をいただいたということになるわけでございます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして協議事項の4の任意協議会だより「縁のかたらい特別号」(案)について、事務局からお願いします。

大谷事務局班長 そういたしますと、協議4、松江市・東出雲町合併任意協議会だより「縁のかたらい特別号」(案)につきまして、説明をさせていただきます。

資料とは別冊でお配りをしております、委員の皆様にはカラー刷りの三つ折りのものをお配りしていると思いますので、それをごらんいただきたいと思います。

これは、前回の協議会で説明をいたしました素案から、協議会での御質問、意見、また、その後いただきました御意見などを取り入れたものでございます。

表紙をはぐっていただいて、中刷りのページをごらんいただきたいと思いますが、大きな字で「山陰をリードする経済・文化」と書いてあります。これは「生活・文化」でございますので、「経済」と「文化」の間に「生活」を入れていただきたいと思いますが、申しわけございません。「山陰をリードする経済・生活・文化中核都市」、子育て環境日本一、IT技術とものづくり産業振興、世界に誇る文化と自然としております。

左のところに、合併後の市で特に重点的に取り組む施策といたしまして、17項目ほどこちらに上げさせていただいております。この重点施策とできるだけリンクする形で、真ん中と右側のページのところにイメージ図をかかせていただいております。図の真ん中のところに虹で輪をかいておりますが、施策の3つの基本目標、左のところに書いておりますが、健康で快適に生き生きと暮らせるまちづくり、産業の活力向上を図り、若者が定住する魅力あるまちづくり、地域文化を大切にし、豊かな人材を育てるまちづくり、これを合併によりつなげまして、松江市、東出雲町ともに、合併の相乗効果によりましてお互いに発展していこうというイメージでつくらせていただいております。

3つほど大きい柱を書いておりますが、Rubyを活用したIT産業とものづくり産業の連携、子育て環境日本一を目指して、神話の観光ルートづくり、それから右上のところでは八束町のぼたん、そしてきのう視察にも行っていただきました東出雲町の畑地区の干し柿のさらなるブランド化、それから全国展開、美保関の方に移りますと、これもきのう視察へ行っていただきました美保関の地域活性化、島根町の方では図書館ネットワークと

して、島根町の図書館とか移動図書館のだんだん号、鹿島町の方ではユネスコ無形文化財候補としての佐陀神能、宍道町の方では広がるグリーンフィールドとしての宍道小学校の校庭の芝生化、玉湯町の方では国際文化観光都市としての玉造温泉でのおもてなし、それから八雲町の方では、田舎体験としておりますが、グリーンツーリズムのすすめ、それから世界の文化と触れ合うということで八雲国際演劇祭、東出雲町の方では、先ほども出ましたが、都市計画道路揖屋馬潟線の整備などをこちらの方に上げさせていただいております。

裏面の方をごらんいただきたいと思います。裏面の方では、各種住民負担の方針、それから行政サービスのあり方の例を載せております。前回の協議会で御指摘をいただきましたモデル世帯の合併後のところで、例えば軽自動車税のところを見ていただきますと、前回の協議会では不均一課税期間経過後というあいまいな表現をしておりましたが、ここでは目安として合併からおおむね5年というふうな書き方に直させていただいております。

この「縁のかたらい」の特別号につきましては、前回の協議会でも御説明をいたしましたとおり、できましたら3月の下旬に配布をする予定にしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。

松浦会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から協議事項の4のこのパンフレットについての御意見とか御質問等がございましたら、お願いを申し上げたいと思います。

どうぞ。

野々内委員 文言ですけれども、一番左の縦の「合併後の市で特に重点的に取り組む重点施策」のところで、「重点」と「重点」と重なって、ちょっとやかましくないですかね。

矢野事務局長 大変失礼いたしました。誤りでございまして、「特に重点的に取り組む施策」と訂正をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

松浦会長 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、「縁のかたらい特別号」につきましては、事務局の方で作成をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、この協議事項4については以上とさせていただきます。

そういたしますと、おかげさまで調整項目につきましてはすべて全会一致でまとめるこ

とができました。委員の皆様方には大変お世話になりました。いよいよこの任意協議会に残されました協議事項は、法定協議会の規約や予算の案づくりということになったわけでございます。この件につきまして、東出雲町長さんの方から御発言を求められておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

鞆嶋副会長 実は、この任意協議会の協議事項に、本日の最後に法定協議会の議案とか規約を協議するという予定になっておりましたのですが、会長にお話を申し上げまして、本町の事情により、きょう提案に至りませんでした。

まず、昨年11月から、この任意協議会、最初、議長と私が松江市にお願ひに上がりまして、そのとき非常に不安でございました。というのは、この話は一度、平成14年に本町がお断りしたという経過がございますので、どうなるのかなというような不安を持ってお願ひに来たところでございます。ただし、その後、会長を初め物心両面の大変な御支援を得て、きょうを迎えたと。また、皆さん御存じのように、この任意協議会が本当に対等な立場で松江市の委員さんも接していただきまして、非常に意義ある任意協議会だったというふうに感想を持っております。

私としては、これから議会、町民の理解を得まして、合併を実現させるために次の法定協議会にステップアップしたいというふうな強い思いを持っているところでございます。任意協議会でできなかった新市の基本計画を初め、いろんな議員の問題、農業委員の問題等々、これから議論したいというふうに思っております。そういう思いで、実は2月の10日前後から、今、議会と調整を図っているところでございます。執行部と議会が一緒になって一生懸命それについて考えているところでございまして、できるだけ早い機会に、3月中にはこの法定協議会の規約等を含めた議案がすべて終了するように、最大限私も努力したいというふうに思っております。今後とも松江市の松浦会長さんを初め関係者の皆様によろしくお願ひ申し上げまして、ちょっと私のあいさつがたがた、その理由の説明をさせていただきます。

松浦会長 ありがとうございます。

どうぞ。

野津(貞)副会長 東出雲町議会の方でも、先ほど鞆嶋町長の方から述べられましたような状況でございまして、本日のところまでに法定協議会の規約、組織などの議案について協議いただけなかったことにつきましては、本当に申しわけなく思っております。予定をしていただいております日程より少し遅くはなりますが、3月には議論していただ

るように最大限に努力をしてみたいと思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

松浦会長 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

そういたしますと、東出雲町の鞆嶋町長さんと、それから野津議長さんには、3月中に法定協議会の規約あるいはスケジュール、予算などの案について協議をできるように早急に調整をいただくことをお約束をいただいたところでございます。どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

以上で本日の議事を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

矢野事務局長 委員の皆様、大変ありがとうございました。先ほど会長がまとめられましたように、まだこの任意協議会、法定協議会の準備という課題が残っておりますが、3月、日程を調整させていただいて、できる限り早い時期に、また委員の皆様方にこの会議で御審議をお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上で本日の会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。